

第 1 計画の基本事項

1 作成の趣旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

そこで、平成 25 年 4 月 13 日、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が施行された。

また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に規定されている。

そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、下諏訪町全体の態勢を整備するため、「下諏訪町新型インフルエンザ等行動計画」（以下「町計画」という。）を定める。

2 作成の過程

（1）諏訪 6 市町村担当者での計画検討

・近隣市町村とは医療、流通等の生活圏が共通しており、感染症対策も広域的に検討する必要があるとして、計画の策定を進めてきた。

（2）諏訪圏域関係機関、有識者から意見を聴取

・特措法第 7 条に基づき、感染症の専門家及び学識経験者等から意見を聴取した。

3 内容・位置付け

・特措法第 8 条に基づき、下諏訪町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府計画」という。）及び長野県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県計画」という。）に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。

4 対象とする疾患

- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエ

ンザと同様に社会的影響が大きなもの

5 見直し

- ・ 新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて見直しを行う。
- ・ また、政府行動計画及び県計画の見直しがあった場合には適時適切に変更を行う。

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ・新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。
- ・また、その発生そのものを阻止することは不可能である。
- ・世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内はもとより、町内への侵入も避けられないと考えられる。

(2) 町民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

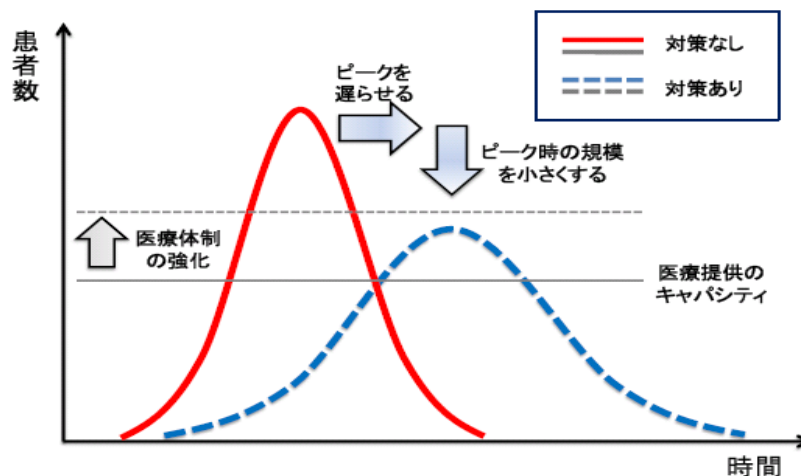
- ・長期的には多くの町民が患うおそれがある。
- ・患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。
- ・病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。
- ・したがって、当町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要がある。

2 対策の目的と戦略

次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにする。
- ・必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。
- ・新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定する。



(2) 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ・地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画を作成・実施し、医療提供の業務及び町民の生活・経済の安定に関係する業務の維持を図る。

3 計画における発生段階の取扱い

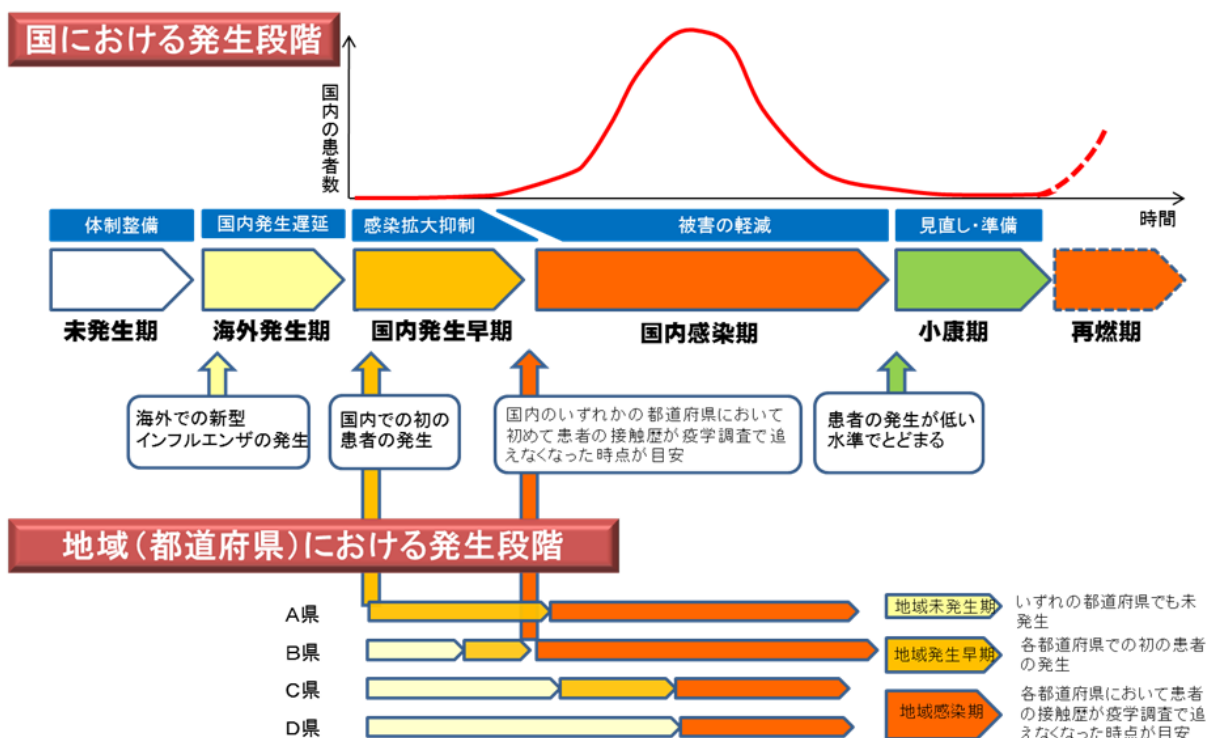
(1) 考え方

- ・新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることからあらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。
- ・各発生段階は、新型インフルエンザ等が発生していない「未発生期」、「海外発生期」県内では発生していないが国内で発生が始まった「国内発生早期」、県内での発生が始まった「県内発生早期」、県内での流行が始まった「県内感染期」、県内での流行が収まった「小康期」の6つに分類する（政府行動計画では5つに分類している）。
- ・町の対策についても、県の分類に応じた対応とする。
- ・各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。
- ・対策の内容は、発生段階のほかに、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化する。
- ・国内の発生段階は、WHO（世界保健機関）のフェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。
- ・地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、県内における県内発生早期及び県内感染期への移行は、長野県新型インフルエンザ等対策委員会における検討状況を十分に尊重し、国との協議により県が判断する。

(2) 発生段階

発生段階（国）	発生段階（県）	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が確認できなくなった状態
	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



4 対策の基本的考え方

(1) 柔軟な対応

- ・一つの対策に偏重して準備を行うと、その対策が外れた場合の大きなリスクを背負う。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講ずる。
- ・また、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する。
- ・実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策が決定される。そして、県ではそれらの対策を踏まえて、県が実施すべき対策が決定される。町としては、それらの内容に基づき、町が実施すべき対策を決定する。
- ・国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる

情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。そして、県ではそれらを踏まえた対策の見直しを行う。町としては、それらの内容に基づき、町が行う対策の見直しを行う。

- ・事態によっては、政府対策本部及び県対策本部と協議の上、地域の実情等に応じて柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

(2) 発生段階に応じた対応

ア 未発生期

- ・抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給・接種体制の整備、町民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

イ 海外発生期

- ・直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- ・町内への病原体の侵入を防ぐことは不可能であるが、県等との連携の強化等により、病原体の町内侵入の時期をできる限り遅らせる。

ウ 国内発生早期、県内発生早期

- ・政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合には、対策本部を設置する。
- ・感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ・県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力する。
- ・また、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。

エ 県内感染期

- ・国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活及び経済の維持のために最大限の努力を行う。
- ・社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

オ 小康期

- ・町対策本部を解散する。
- ・第二波に備えて対策を見直し、改善に務める。

(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- ・全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組む他、継続する重要業務

を絞り込むなどの対策を積極的に検討する。

- ・事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

(4) 町民一人一人による感染拡大防止策

- ・事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ・日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- ・特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い SARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

5 対策実施上の留意点

(1) 国、県等との連携協力

- ・国、県、指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備える。また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

(2) 基本的人権の尊重

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- ・医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等に関する県対策本部への要請に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。
- ・その際には、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(3) 危機管理としての特措法の性格

- ・特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。
- ・しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

- ・町対策本部は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(5) 記録の作成・保存

- ・町は、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 被害想定のお考え方

- ・新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。
- ・しかし、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。
- ・国は、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要としている。
- ・新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。
- ・また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。
- ・国の推計においては、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する。
- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国において必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・なお、新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなり、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置くものとしている。

(2) 感染規模の想定（平成 22 年度国勢調査の町人口による推計）

- ・現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いると、下諏訪町では次のように想定される。

中等度（アジア・インフルエンザ並みの致命率 0.53%）				
	患者数 （人口比 19.5% ～10.2%）	入院患者数 （人口比 0.4%）	1 日当たりの最大 入院患者数 （人口比 0.1%）	死亡者数 （人口比 0.1%）
県計画	420,000～219,000	9,000	2,000	3,000
町計画	4,200～2,200	86	22	22

重 度（スペイン・インフルエンザ並みの致命率 2.0%）				
	患者数 (人口比 19.5% ～10.2%)	入院患者数 (人口比 1.6%)	1 日当たりの最大 入院患者数 (人口比 0.3%)	死亡者数 (人口比 0.5%)
県計画	420,000～219,000	34,000	7,000	11,000
町計画	4,200～2,200	344	65	108

(参考) 長野県におけるインフルエンザ (A/H1N1) 2009 の状況

- ・医療機関を受診した患者数：約 44 万人
- ・入院患者数：55 人
- ・死亡者数：5 人

(3) 社会への影響に関する想定

- ・町民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。
- ・り患者は 1 週間から 10 日間程度症状を有し、欠勤。
- ・り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

7 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- ・WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 県の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を果たす。
- ・市町村と緊密な連携を図る。

(3) 町の役割

- ・町は、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- ・対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。

(5) 指定地方公共機関の役割

- ・指定公共機関とは、都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公共的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人に属する事業者で、県知事が指定するもの。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、県知事に報告する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

- ・登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- ・特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 町民の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

8 行動計画の主要分野

- ・新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、以下の 7 つの分野に分けて計画を立案している。
- ・各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

(1) 実施体制

ア 考え方

- ・全町的な危機管理の問題として取り組む。
- ・諏訪 6 市町村内で相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、6 市町村担当者会議を活用し、平素からの情報交換、連携体制の確認を行う。

イ 全庁的、全町的な取組

- ・危機管理室や健康福祉課をはじめ、関係各課においては、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

ウ 下諏訪町新型インフルエンザ等対策本部（対策本部）

- ・政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合には、特措法に基づき対策本部を設置し、必要な措置を講じる。

（ア）構成

- ・本部長：町長
- ・副本部長：副町長、教育長
- ・本部長：各課課長、議会事務局長、会計管理者、危機管理室長
- ・庶務：健康福祉課
- ・本部員の下に各部を設け、職員が実務を担当する。

《対策本部組織編成図》

別表1のとおり

（イ）所管事項

- ・新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- ・町内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・予防接種の実施に関すること。
- ・町内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・町民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

《対策本部事務分掌》

別表2のとおり

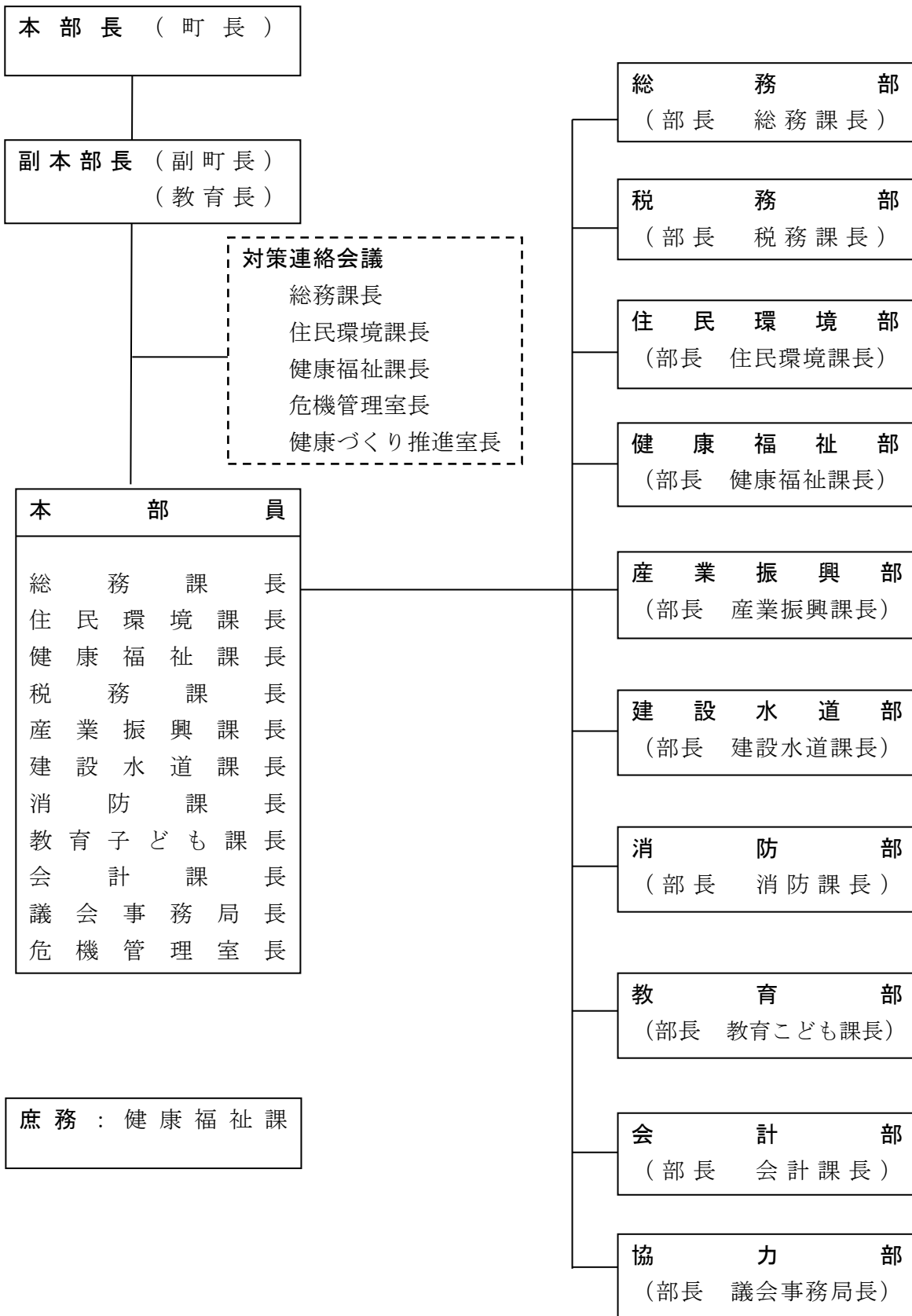
オ 有識者からの意見聴取

- ・行動計画の作成等の際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴く。
- ・有識者会議が必要な場合は、諏訪保健福祉事務所管内での開催について関係者に協力を求める。

カ 物資等の備蓄

- ・新型インフルエンザ等対策の業務に必要な物資及び資材を備蓄するとともに、整備、点検する。

別表1 下諏訪町新型インフルエンザ等対策本部組織図



別表2 下諏訪町新型インフルエンザ等対策本部事務分掌表

部 名	担 当	分 掌 事 務
総 務 部	総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への情報提供、広報に関する事。 ・ 新型インフルエンザ等対策諸経費の予算措置に関する事。 ・ 被害状況の総括に関する事。 ・ 個人防護具等の備蓄に関する事。 ・ 職員の勤務及び健康状態の把握。 ・ 対策本部各部及び関係機関、団体に関する協力・応援要請に関する事、並びに連絡調整に関する事。 ・ その他各部に属さない事項に関する事。
税 務 部	税 務 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務関係の徴収猶予及び減免措置等に関する事。 ・ その他、各部への協力。
住 民 環 境 部	住 民 環 境 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料の調達、確保に関する事。 ・ 埋火葬の手続き、死体の安置場所の確保に関する事。 ・ 所管する施設の管理に関する事。 ・ 生活等の相談に関する事。
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画の策定。 ・ 対策本部に関する事。 ・ 発生情報の収集及び情報提供に関する事。 ・ まん延防止及び医療確保に関する事。 ・ 住民の予防接種に関する事。 ・ 住民の相談窓口の設置に関する事。 ・ 個人防護具等の備蓄に関する事。 ・ 対策本部各部及び医師会等関係機関との応援体制づくり、連絡調整に関する事。 ・ 要援護者等の状況把握及び医療に関する事。 ・ 福祉施設の感染予防及び感染状況の把握に関する事。
産 業 振 興 部	産 業 振 興 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工観光施設における感染予防及び感染状況の把握に関する事。 ・ 食料及び応急資機材の調達、確保に関する事。 ・ 鳥インフルエンザ対策の啓発に関する事。
建 設 水 道 部	建 設 水 道 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道、温泉等ライフラインの確保に関する事。 ・ 公共交通の確保に関する事。 ・ 建設、水道等工事請負業者への対応に関する事。 ・ 所管する施設等の管理に関する事。
消 防 部	消 防 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者の救急搬送に関する事。 ・ 救急医療の状況把握、医療の確保に関する事。 ・ 応急資機材の調達、確保に関する事。

教 育 部	教育こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校及び保育施設における感染予防及び感染状況の把握に関すること。 ・ 学校及び保育施設の臨時休業に関すること。 ・ 児童、生徒、保育園児及び保護者に対する感染予防啓発に関すること。
会 計 部	会 計 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払業務の継続に関すること。 ・ 新型インフルエンザ等対策諸経費の出納に関すること。
協 力 部	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町議会の連絡、調整に関すること。 ・ その他、各部への協力。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 考え方

- ・ 新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や町民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。
- ・ 新感染症が発生した場合は、国及び県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

イ 海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階

- ・ 県では、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。
- ・ 町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

- ・ 県では、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。
- ・ 町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ 活用

- ・ サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、町における体制整備等に活用する。
- ・ 地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目する。

オ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス

- ・ 県では、これらの動物の間での発生の動向を把握する。
- ・ 町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 考え方

- ・国家の危機管理に関わる重要な課題という共通認識の理解の下に、国、県、町、医療関係、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を元に適切に判断、こうどうするため、対策の全ての段階、分野において、国、県、町、医療機関、事業者、個人の間でコミュニケーションが必須である。
- ・適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等に関する周知を図り、納得してもらうことによって、いざ発生した時に町民が正しく行動することになる。
- ・誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。
- ・町は、最も住民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、住民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び住民からの相談受付について中心的な役割を担うこととなる。
- ・したがって、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を適時入手し、関係部署間での情報共有に努める。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県等が発信する情報について、住民への情報提供に努める。また、諏訪管内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況について情報提供する。

イ 情報提供手段の確保

- ・コミュニケーションに障害のある方（視覚・聴覚障害者）や外国人など受け手に応じた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容でできる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における町民等への情報提供

- ・新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、町民のほか、県等と連携して医療機関、事業者等に情報提供する。

エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

（ア）発生時の情報提供

- ・発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、理由、実施主体を明確にししながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行う。
- ・誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。
- ・媒体の活用に加え、町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等を活用する。

（イ）町民の情報収集の利便性向上

- ・関係省庁の情報、県や町の情報、指定地方公共機関の情報等を、必要に応じて、集約し、閲覧できるサイトを町ホームページに開設する。

オ 情報提供体制

- ・提供する情報は、統一し、集約して一元的に発信することが重要となるため、情報発信についての担当者、広報担当チームを対策本部内に設置する。

(4) 予防・まん延の防止に関する措置

ア 考え方

- ・流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収める。
- ・個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせる。
- ・まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

(ア) 個人における対策

- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の、基本的な感染対策を実施するよう促す。
- ・県の要請に応じて、入院措置や、患者の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力等の感染症法に基づく措置に対し、適宜協力する。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態においては、県の要請に応じて、不要不急の外出の自粛要請を行う。

(イ) 地域・職場における対策

- ・県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態においては、県等からの要請に応じ、必要に応じ施設の使用制限の要請等に適宜、協力する。

(5) 住民に対する予防接種の実施

ア ワクチン

- ・新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。
- ・備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

イ 特定接種

(ア) 特定接種とは

- ・特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(イ) 対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行

う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
（特定接種対象者の基準、接種順については P48 参照）

（ウ）接種体制

a 実施主体

（a）国によるもの

- ・ 登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

（b）県によるもの

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員

（c）町によるもの

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員

b 接種方法

- ・ 原則として集団的接種。
- ・ 接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。
- ・ 登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

ウ 住民に対する接種

（ア）種類

① 「臨時の予防接種」

- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による「臨時の予防接種」として行われる。

② 「新臨時接種」

- ・ 緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく「新臨時接種」として行なわれる。接種費用は原則自己負担で行う。

（イ）対象者の区分

以下の 4 つの群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・ 基礎疾患を有する者
 - ・ 妊婦
- ② 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考え

られる群（65歳以上の者）

（ウ）接種順位の考え方

- ・ 新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を合わせた考え方などがあり、国により決定される。

（住民接種の接種順位についてはP48参照）

（エ）接種体制

- ・ 町が実施主体となる。
- ・ 原則として、集団接種とする。
- ・ 接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保する。

エ 留意点

- ・ 特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

オ 医療関係者に対する要請

- ・ 予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

（6）医療

ア 県の対策への協力

- ・ 県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

イ 在宅療養患者への支援

- ・ 町は、県、医療関係者、その他関係団体と協力連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

（7）町民生活及び地域経済の安定の確保

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び経済への影響を最小限とできるよう、各行政機関や医療機関、事業者と連携し、十分に準備を行う。
- ・ 特に高齢者世帯等の要援護者の生活支援は、平時にも増して重要であり、発生前から検討しておくことが重要である。
- ・ 以上のことから、本計画においては、社会・経済機能の維持、要援護者への生活支援、埋火葬の円滑な実施の視点から、発生段階ごとに記載する。

第3 各段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、5分野の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、町計画実施手順等に定めることとする。

1 未発生期

(1) 概要

ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

イ 目的

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

ウ 対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

(2) 実施体制

ア 町行動計画の作成

- ・ 町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や業務計画等を作成し必要に応じて見直す。

イ 体制の整備及び国・県との連携強化

- ・ 町は、発生時に備えた行動計画実施手順（仮称）及び業務継続計画を作成する。
- ・ 町は、県、指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・ 町は、行動計画の作成にあたり、必要に応じて、県による支援を要請する。
- ・ 町は、必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。

(3) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・ 町は、国、県、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

イ 通常のサーベイランス

- ・ 町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 調査研究

- ・ 町は、必要に応じて、国、県が実施する調査研究に参画するなどして、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、職員の研修や市町村等

との連携等の体制整備を図る。

(4) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- ・町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、町ホームページ、広報誌等を利用し、町民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
- ・学校、保育所は、集団発生や感染拡大の起点となりやすいことから、児童生徒、保護者に対しては特に丁寧な情報提供、指導を行う。

イ 体制整備等

- ・町は、新型インフルエンザ等が発生した場合の、情報提供の内容・媒体・方法について検討し、想定できるものについては決定しておく。
- ・町は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、広報担当者を決めておく。
- ・町は、新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口を決めておく。
- ・町は、関係部署間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。

(5) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

- ・町は、感染予防のため、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

イ 地域対策・職場対策の周知

- ・町は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

ウ その他

- ・町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の感染予防に必要な、個人防護具（マスク、手袋、予防衣等）の備蓄を行う。
- ・町は、衛生資器材等の物資供給、水際対策等、国、県の取り組みに関して、県等からの要請に応じ、適宜、協力する。

(6) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

- ・町は、県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ ワクチンの供給体制

- ・町は、県等と連携して県内のワクチン流通体制についての情報を積極的に収集する。

ウ 基準に該当する事業者の登録

- ・町は、国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者を登録することについて、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

エ 接種体制の構築

(ア) 特定接種

- ・町は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内及び現地機関の接種体制を構築する。
- ・国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

(イ) 住民接種

- ・町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、当町以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。県の支援を受け、準備を行う。
- ・町は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

オ 情報提供

- ・町は、県等と連携して、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して、情報を積極的に提供する。

(7) 医療

ア 地域医療体制の整備

- ・町は、地域医療体制の整備に関して、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜協力する。

イ 県内感染期に備えた医療の確保

- ・町は、県内感染期に備えた医療の確保に関して、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

ウ 研修等

- ・ 県では、国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等に関係団体を通じて医療機関に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県では、国と連携し、保健所（保健福祉事務所）等において、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ 医療資器材の整備

- ・ 県では、必要とする医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県では、国の要請を受けて、医療機関において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）、県内感染期の増床の余地について調査を行い、確保に努める。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

オ 医療機関等への情報提供体制の整備

- ・ 県では、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するために国が行う体制整備に協力する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(8) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 業務計画等の作成

- ・ 県では、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を作成する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の作成を支援し、その状況を確認する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 物資供給の要請等

- ・ 県では、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・ 町は、県及び国と連携して、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。

エ 火葬能力等の把握

- ・ 県では、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

オ 物資及び資材の備蓄等

- ・ 町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を

備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

2 海外発生期

(1) 概要

ア 状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

イ 目的

- ・新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生が遅延と早期発見に努める。
- ・県内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、国、県を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。
- ・町民生活及び地域経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(2) 実施体制

ア 体制強化等

- ・海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下対策連絡会議）を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置した場合には、国が決定した基本的対処方針を確認し、町行動計画等に基づく事前準備をする。
- ・県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

- ・町は、海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。

(3) サーベイランス・情報収集

- ・町は、県等と連携してサーベイランス等に関する最新の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・町は、対策本部における広報担当者を中心に、情報の集約・整理・一元的な発信を行う。

イ 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の設置

- ・町は、県等からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を保健センターに設置し、適切な情報提供に努める。

(5) 予防・まん延防止

ア 感染症危険情報の発出等

- ・町は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、町民に広く周知する。
- ・町は、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。

イ 個人における対策の普及

- ・町は、個人における感染予防対策について、引き続き啓発を行う。

(6) 予防接種

ア ワクチンの生産供給等に関する情報の収集

- ・町は、県や国等と連携して、ワクチンの供給量や流通に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 接種体制

(ア) 特定接種

- ・町は、県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。
- ・町は、県や国等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種

- ・町は、県、国等と連携して、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ・町は、国の要請を受けて、全町民が速やかに接種できるよう、「第 2 新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

ウ 情報提供

- ・町は、県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。

(7) 医療

- ・町は、医療に関する県の対策に関して、県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(8) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 遺体の火葬・安置

- ・町は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 国内発生早期（県内未発生期）

(1) 概要

ア 状態

- ・国内のいずれかの都道府県（長野県を除く）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

イ 目的

- ・町は、新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・町は、県内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・町は、国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に対して、積極的な情報提供を行う。
- ・町は、町民生活及び地域経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- ・町は、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(2) 実施体制

ア 実施体制

- ・町は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに対策連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議又は対策連絡会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。
- ・町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ・町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

イ 緊急事態宣言

(ア) 緊急事態宣言

- ・町は、国が新型インフルエンザ等の状況により、長野県に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県計画及び町行動計画に基づき必要な対策を実施する。

<補足>

- ・緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。
- ・長野県を対象とする緊急事態宣言が発せられた場合の対応は、次項「4 県内発生早期」に記載する。

(イ) 町対策本部の設置

- ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに対策本部を設置する。

(3) サーベイランス・情報収集

- ・町は、県等と連携して、県内サーベイランスの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、町民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内発生した場合に必要な対策等について、複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・町は、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、受診の方法等を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感

染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・町は、対策本部における広報担当者を中心に、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。

イ 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、保健センターに設置した相談窓口体制を充実・強化する。
- ・町は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(5) 予防・まん延防止

ア 県等との連携による町民・事業所等への要請

- ・町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・町は、県等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校長に要請する。
- ・町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

(6) 予防接種

ア ワクチンの供給

- ・町は、県等と連携して、ワクチンの供給体制に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 特定接種

- ・町は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

- ・町は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・町は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- ・町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全町民が速やかに接種できるよう、「第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づく接種体制をとる。

エ モニタリング

- ・町は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

(7) 医療

- ・町は、県等と連携して、医療に関する県の対策の情報を積極的に収集するとともに国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(8) 町民生活及び地域住民経済の安定の確保

ア 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・町は、県等からの要請に応じ、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、事業者への要請等に適宜、協力する。

4 県内発生早期

(1) 概要

ア 状態

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

イ 目的

- ・県内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な提供を行う。

- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び住民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(2) 実施体制

ア 実施体制

- ・町は、県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに対策連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、対策を確認する。
- ・町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。

イ 政府現地対策本部の設置

- ・国が、県と連携する現地対策本部を設置したときは、町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

(ア) 緊急事態宣言

- ・町は、国が新型インフルエンザ等の状況により、長野県に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県計画及び町計画に基づき必要な対策を実施する。

<補足>

- ・緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

(イ) 町対策本部の設置

- ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。

(3) サーベイランス・情報収集

- ・町は、県等と連携して、県内サーベイランスの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理

由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。

- ・町は、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、受診の方法等を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・町は、対策本部における広報担当者を中心に情報の集約・整理・一元的な発信を行う。

イ 相談窓口の体制充実・強化

- ・町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、保健センターに設置した相談窓口体制を充実・強化する。
- ・町は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(5) 予防・まん延防止

ア 県内での感染拡大防止策

- ・町は、県等からの要請に応じ、患者や濃厚接触者への対応について適宜、協力する。

イ 県等との連携による町民・事業所等への要請

- ・町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校長に要請する。
- ・町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

(6) 予防接種

ア ワクチンの供給

- ・町は、県等と連携して、ワクチンの供給体制に関する情報を収集し、予防接種体

制の構築に役立てる。

イ 特定接種

- ・町は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

- ・町は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・町は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- ・町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全町民が速やかに接種できるよう、「第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づく接種体制をとる。

エ モニタリング

- ・町は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

オ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

- ・町は、町民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(7) 医療

- ・町は、県等と連携して、医療に関する県の対策の情報を積極的に収集するとともに国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(8) 町民生活及び地域民経済の安定の確保

ア 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・町は、県等からの要請に応じ、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、事業者への要請等に適宜、協力する。

イ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

(ア) 事業者の対応等

- ・指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ・登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

- ・電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型

インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

- ・水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、町、指定公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(ウ) 運送・通信・郵便の確保

- ・運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- ・郵政事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(エ) サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・町は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始しまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかける。

(オ) 緊急物資の運送等

- ・町は、県が実施する緊急物資の運送等に関する指定地方公共機関への要請に関して、その取組等に適宜、協力する。

(カ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、県等と連携し、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

(キ) 犯罪の予防・取締り

- ・県では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が県警察本部に対し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導・調整することに関して協力する。
町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

5 県内感染期

(1) 概要

ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

イ 目的

- ・ 医療体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 町民生活及び地域民経済への影響を最小限に抑える。

ウ 対策の考え方

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ・ 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(2) 実施体制

ア 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく長野県知事による代行、応援等の措置の活用を行う。

(3) サーベイランス・情報収集

- ・ 町は、県等と連携して、県内サーベイランスの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・ 町は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・ 町は、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の

流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、町や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

イ 相談窓口の継続

- ・町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、保健センターに設置した相談窓口体制を継続する。
- ・町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(5) 予防・まん延防止

ア 感染拡大防止策

- ・町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校長に要請する。
- ・町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

イ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

(ア) 患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、県からの要請に応じ、以下の対策について適宜協力する。

- ・町民の外出の制限
- ・学校、保育所等の施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）

(イ) 町の施設の閉鎖、町主催行事の中止または延期を検討する。

(6) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

- ★県内発生早期の記載を参照する。

イ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

- ・町は、特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。

(7) 医療

- ・町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(8) 町民生活及び地域民経済の安定の確保

ア 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、町民に呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

(ア) 業務の継続等

- ・指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。
- ・県では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、事業者への周知に協力する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等に関する国の調査結果と必要な対策を迅速に把握する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

- ★県内発生早期の記載を参照する。

(ウ) 運送・通信・郵便の確保

- ★県内発生早期の記載を参照する。

(エ) サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・町は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始しまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかける。

(オ) 緊急物資の運送等

- ★県内発生早期の記載を参照する。

(カ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、県等と連携し、町民生活及び地域民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をす

るとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ・町は、県等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・町は、県等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、町行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

(キ) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・町は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(ク) 犯罪の予防・取締り

- ★県内発生早期の記載を参照する。

(ケ) 埋葬・火葬の特例等

- ・町は、県からの要請に応じ、県、国近隣市町村と連携し、火葬炉の稼働状況の把握に努める。
- ・町は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、他の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。

6 小康期

(1) 概要

ア 状態

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行は一旦終息している状況。

イ 目的

- ・町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

ウ 対策の考え方

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。

- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(2) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- ・県では、国が決定した基本的対処方針及び県新型インフルエンザ等対策委員会等の意見を踏まえ、必要に応じて、対策本部会議又は対策本部幹事会議を開催し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置を確認する。県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町計画により必要な対策を行う。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。

<参考>

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、以下の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

- ・患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。
- ・患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。
- ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合。

ウ 対策の評価・見直し

- ・町は、各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県計画及び同実施手順等の見直しを踏まえ、町計画等の必要な見直し等を行う。

エ 対策本部の廃止

- ・町は、政府対策本部が廃止されたときは、速やかに対策本部を廃止する。

(3) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・町は、国、県、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

イ サーベイランス

- ・県では、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続きメディア等に対し広報担当者から適宜必要な情報を提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、国に提供することで、共有化を図る。

イ 情報共有

- ・町は、県等と連携し、県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

ウ 相談窓口の体制の縮小

- ・町は、県等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小する。

(5) 予防・まん延防止

- ・町は、県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する。

(6) 予防接種

ア **緊急事態宣言** がされていない場合

- ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

イ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

- ・特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(7) 医療

- ・町は、県等と連携して、医療に関する県の対策の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(8) 町民生活及び地域民経済の安定の確保

ア 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、町民に呼びかける。

イ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

(ア) 業務の再開

- ・県は、国と連携し、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県は、国と連携し、指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害

状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・町及び指定地方公共機関は、県、国と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。